

行政手続法に基づく審査基準

1	市街化調整区域における開発行為の許可の審査基準.....	2
(1)	都市計画法第34条第1号に係る審査基準.....	2
(2)	都市計画法第34条第2号に係る審査基準.....	3
(3)	都市計画法第34条第4号に係る審査基準.....	3
(4)	都市計画法第34条第7号に係る審査基準.....	4
(5)	都市計画法第34条第9号に係る審査基準.....	4
(6)	都市計画法第34条第13号に係る審査基準.....	5
(7)	都市計画法第34条第14号に係る審査基準.....	6
2	都市計画法第35条の2で規定する開発行為の変更の許可の審査基準.....	6
3	都市計画法第37条第1号で規定する工事完了公告前の建築等の承認の審査基準.....	6
4	都市計画法第42条第1項で規定する予定建築物以外の建築等の許可の審査基準.....	6
5	都市計画法第45条で規定する地位承継の承認の審査基準.....	6
	(都市計画法第34条第1号)別紙業務一覧表.....	8

1 市街化調整区域における開発行為の許可の審査基準

(1) 都市計画法第34条第1号に係る審査基準

1 施設及び業務について

- (1) 「公益上必要な建築物（以下「公共公益施設」という。）」とは、次に掲げる施設が該当する。
 - ア 学校教育法に規定する小学校・中学校（広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則により学区が定められているものに限る。）、幼稚園
 - イ 社会福祉施設
 - (ア) 児童福祉法に規定する保育所（無認可保育所を除く。）、児童厚生施設
 - (イ) 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業の用に供する施設、小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設、老人介護支援センター
 - ウ 医療法に規定する診療所、助産所
- (2) 「日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務」とは、身の回り品小売業、飲食料品小売業等の日常生活に必要な物品の小売業又は修理業、理容業、美容業、はり・きゅう・あん摩業、自動車修理工場等が該当する。

※ 本号に該当する業務であるかについては、別紙の業務一覧表を参照し、関係町内会等の意見も踏まえ、実態に則し個別に判断する。
- (3) 「当該地域の市街化の状況に応じて、住民の利便の用に供するものとして同種の状況にある地域においては通常存在すると認められる建築物」についても、本号に該当する。例えば、ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド、農林漁業団体事務所、農機具修理施設、農林漁家生活改善施設がある。

2 申請地について

- (1) 申請地は、市街化調整区域内において50以上の建築物が連たんしており、かつ、当該連たんを形成している建築物のうち50以上が居住の用に供する建築物である地域内に存する土地であること。

なお、この場合において、「建築物が連たん」しているとは、建築物の敷地が50メートル以内の間隔で連続していることをいう。また、「居住の用に供する建築物」が長屋又は共同住宅である場合には、当該長屋又は共同住宅の住戸の数を「居住の用に供する建築物」の数として取り扱うものとする。
- (2) 申請地の規模については、次によるものとする。
 - ア 上記1-(2)の業務の用に供する建築物の敷地面積は、必要最小限とし、原則として500平方メートルまでとする。ただし、既存集落の規模、営業形態、業務等を勘案して、これによることが不相当であると認められる場合は、この限りでない。
 - イ そのほかの建築物の敷地面積については、個別に審査するものとする。
- (3) 申請地は、原則として申請者の所有地であること。ただし、相当の期間借地をすることができることが確実である場合は、この限りでない。

3 申請建築物について

- (1) 申請建築物の規模については、次によるものとする。
 - ア 上記1-(2)の業務の用に供する建築物の延べ面積は、必要最小限とし、500平方メートルまでとする。この場合、延べ面積は、店舗、倉庫及び管理人住宅等の面積を含めて取り扱うものとする。
 - イ そのほかの建築物の規模については、個別に審査するものとする。
- (2) 公共公益施設又は店舗等に管理人住宅を併設する場合は、次の各号のいずれにも該当すれば用途上不可分な建築物とみなし、法第34条第1号で処理できるものとする。
 - ア 管理人住宅の床面積が、公共公益施設又は店舗等の床面積以下であり、かつ、その住宅の床面積が150平方メートル以下であること。
 - イ 公共公益施設又は店舗等が、管理人住宅に居住する者の主たる生計を営むためのものであること。

4 申請者等について

- (1) 公共公益施設の運営又は店舗等の経営は、申請者が行うこと。
- (2) 公共公益施設の設置又は店舗等の開業に際して、法令等による資格免許等を必要とする場合は、申請者又は従業員が資格免許等を取得しているか、取得する見込みがあること。

5 申請添付資料について

審査に当たっては、次に示す図書の提出を求め、申請に係る建築物の立地の適否等について判定するものとする。

- (1) 申請に係る建築物が当該地において日常生活上必要であることの説明書
- (2) 関係町内会等に説明したことを確認できる書類
- (3) 周辺建築物用途別現況図（申請地周辺における建築物の連たんの状況等を確認できるもの）
……………S：1/2,500又は1/1,000（市街化区域界を明示すること。）
- (4) 配置図……………S：1/100～1/200
- (5) 各階平面図……………S：1/50～1/100
- (6) 業務内容
- (7) 申請者が公共公益施設の運営又は店舗等の経営を行う旨の誓約書
- (8) 資格、免許書等の写し、又は取得する見込みを証明する書類
- (9) 公共公益施設においては、法令に適合するものであることを証明する書類が提出できる場合は、その書類

(2) 都市計画法第34条第2号に係る審査基準

1 鉱物資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物

市街化調整区域内に存する、鉱物資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物とは次のものとする。

鉱物の採掘、選鉱その他の品位の向上処理及びこれと通常密接不可分な加工並びに地質調査、物理探鉱等の探鉱作業及び鉱山開発事業の用に供するもの、すなわち、日本産業分類D－鉱業に属する事業及び当該市街化調整区域において産出する原料を使用するセメント製造業、生コンクリート製造業、粘土瓦製造業、碎石製造業等に属する事業に係る建築物又は、第一種特定工作物。

なお、鉄鋼業、非鉄金属製造業、コークス製造業及び石油精製等は該当しない。

2 観光資源の有効な利用上必要な建築物

- (1) 利用対象となる観光資源は、市街化調整区域内に存するもので、名勝、史跡、温泉等の多数の人が集中する等、観光価値を有するものとして、市長が認めたものとする。

なお、文化財、自然的景観等保全保存すべき資源等にあつては、開発によってその価値を減失又は減少させるおそれがある場合には、有効な利用とはならない。

- (2) 申請建築物は次のいずれにも該当するものであること。なお、観光資源と称するもの（ヘルスセンター等）自体の建築物は該当しない。

ア 市街化調整区域内でなければ、観光資源の有効な利用ができないもの。

イ 当該観光資源の有効な利用上及び地域の土地利用計画に適切な位置にあること。

ウ 当該観光資源の鑑賞のための展望台、その他利用上必要な施設（宿泊、休憩、その他これらに類する施設を含む。）又は観光価値を維持するために必要な施設であり、適切な規模、構造であること。

エ 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

オ 規模、構造、設備、内容等に照らし、用途の変更が容易なものでないこと。

カ 地元市町村が当該観光資源の有効な活用に資すると認めたものであること。

- (3) 申請内容が自然公園法等のその他の関連法令に適合するものであること。

3 その他の資源

市街化調整区域内に存する、その他の資源には水が含まれるので、取水、導水、利水又は浄化の為に必要な施設は本号に該当するものとする。

なお、当該水を原料、冷却水等として利用する工場等は、原則として本号に該当しないが、当該地域で取水する水を当該地域で使用しなければならない特別の必要があると認められるものは本号に該当する。

(3) 都市計画法第34条第4号に係る審査基準

都市計画法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものとは、都市計画法施行令第20条第1号から第4号の施設以外の農林漁業用施設で、建築面積が90㎡を超える建築物とする。

農業、林業、又は漁業の範囲については、それぞれ日本標準産業分類 A－農業、B－林業、狩猟業、C－漁業、水産養殖業の範囲とする。

農産物、林産物、又は水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物及び第一種特定工作物とは、当該市街化調整区域

における生産物等を対象とする次のような業種の用に供するものとする。

畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、精穀、製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、倉庫業（農林水産物の貯蔵用）等。

(4) 都市計画法第 34 条第 7 号に係る審査基準

1 密接な関連について

本号でいう密接な関連を有するものとは、人的及び資本的な関連ではなく、生産活動において関連性を有する次のものとする。

既存の工場等に自己の生産物の原料又は部品の 5 割以上を依存し、あるいは自己の生産物の 5 割以上を原料又は部品として納入する場合等、具体的な事業活動に着目し、生産、組立及び出荷等の各工程に関して既存の工場と不可分一体である関係にある場合

2 事業活動の効率化について

事業活動の効率化とは既存の事業の質的改善、事業の量的拡大等の効率化をいうものとする。

3 「密接な関連」について、将来にわたって担保等が得られること。

(5) 都市計画法第 34 条第 9 号に係る審査基準

都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 29 条の 8 第 1 号に規定する道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所又は給油所等とは、それぞれ次に掲げる要件を満たすものとする。

1 休憩所について

(1) 休憩所の定義について

休憩所とは、道路の円滑な交通を確保するため、主として中長距離を走行する自動車の運転者及び同乗者を対象とした休憩及び食事等のための沿道サービス施設である。

この施設には、無料休憩所のほか、前記の目的で設けられる食堂、喫茶室、飲食物売場又は物産品売場を有する施設及びコンビニエンスストアが該当する。ただし、宿泊施設を併用する施設、モーテル及び個室喫茶等は該当しない。

(2) 対象道路について

対象となる道路は、高速自動車道・国道・県道であって、その車道幅員が 6.5m 以上、2 車線を有するものであること。ただし、市道においても 12 時間当たり概ね 3,000 台の交通量を有する場合又は国道・県道と同等の機能を有していると認められる場合に限り対象道路とすることができる（観光道路、バイパス機能を有する道路）。

(3) 立地について

申請地は、市街化区域から 1 km 以上離れた場所であること。

(4) 規模等について

ア 共通事項

(ア) 申請地の敷地面積は、沿道サービス施設として適切な規模であること。

(イ) 申請地は、直接道路に接面し、地形及び道路の形状からみて、その機能を十分発揮できる土地であること。

(ウ) 施設計画は、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障がないように配慮されていること。

(エ) 事務スペースを設ける場合には、申請地内の施設を管理するために必要最小限の規模であること。

(オ) 無料休憩所が設置され、そこにテーブル及び椅子が設置されていること。

(カ) 次の要件を満たす駐車場が設置されていること。

a 前面道路から駐車区画に直接出入りできない形態であること。

b 普通自動車用駐車区画のほか、大型自動車用駐車区画が 3 区画以上、車椅子使用者用駐車区画が 1 区画以上設けられていること。

c 駐車区画の大きさは、普通自動車用駐車区画にあつては長さ 6.0m 以上・幅 2.5m 以上、大型自動車用駐車区画にあつては長さ 13.0m 以上・幅 3.3m 以上、車椅子使用者用駐車区画にあつては長さ 6.0m 以上・幅 3.5m 以上であること。

d 車椅子使用者用駐車区画には、シンボルマークによる標識設置又は床面塗装表示がされていること。

- (キ) 男女別トイレ及び車椅子利用者等対応トイレが設けられ、運転者等が自由に利用することができるよう配置されていること。
- (ク) 無料休憩所、駐車場及びトイレがあることを表示する案内看板が、道路を走行する自動車の運転者から見やすいように敷地内に1基以上設置されていること。
- (ケ) 他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

イ 食堂、喫茶室、飲食物売場又は物産品売場を有する施設に係る事項

- (ア) 建築物の規模は、沿道サービス施設として適切な規模であること。
- (イ) 無料休憩所の床面積は、食堂、喫茶室、飲食物売場及び物産品売場の延床面積の合計の4分の1以上あること。
- (ウ) 食堂、喫茶室及び無料休憩所の座席は合計で60席以上であること。
- (エ) 飲食物売場又は物産品売場を有する施設は、少なくとも食堂、喫茶室又は無料休憩所のいずれかと合築されていること。
- (オ) 飲食物売場及び物産品売場の延床面積の合計は、食堂、喫茶室及び無料休憩所の延床面積の合計以下であること。
- (カ) 駐車場は、食堂、喫茶室及び無料休憩所の座席の合計数の2分の1の数（1未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）の駐車区画が確保されていること。

ウ コンビニエンスストアに係る事項

- (ア) 日本標準産業分類に掲げる細分類 5891-コンビニエンスストア（飲食物品を中心とするものに限る。）に分類される施設であること。
- (イ) 建築物の延床面積は、250㎡以下であること。
- (ウ) 施設内に、床面積15㎡以上の無料休憩所が設置されていること。
- (エ) 無料休憩所は、運転者等が自由に利用することができるよう、売場と分離して配置されていること。
- (オ) 敷地面積の過半が駐車場として確保されていること。

2 給油所等について

(1) 給油所等の定義について

給油所等とは、道路の円滑な交通を確保するため、主として中長距離を走行する自動車を対象とした施設である。この施設には、ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンドが該当する。

(2) 対象道路について

対象となる道路は、高速自動車道・国道・県道であって、その車道幅員が6.5m以上、2車線を有するものであること。ただし、市道においても12時間当たり概ね3,000台の交通量を有する場合又は国道・県道と同等の機能を有していると認められる場合に限り対象道路とすることができる（観光道路、バイパス機能を有する道路）。

(3) 規模等について

ア 申請地は、直接道路に接面し、地形及び道路の形状からみて、その機能を十分発揮できる土地であること。

イ 施設計画は、当該施設の利用上、車両及び歩行者の通行に支障がないように配慮されていること。

ウ 附属する事務所、洗車場及び簡易な自動車整備のための作業場の規模は必要最小限の規模であること。

エ 揮発油等の品質の確保等に関する法律の規定に基づく、経済産業大臣の登録を受けられるものであること。

また他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

オ 消防法の改正により、ガソリンスタンドに併設することが可能になった店舗等の立地・規模等については、当面個別協議の対象とする。

(6) 都市計画法第34条第13号に係る審査基準

本号に該当するものは、次の各要件のすべてに該当しなければならない。

- 1 自己の居住又は自己の業務の用に供する建築物の建築又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物の建設を目的とするもの。
- 2 市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張される前に土地の所有権及び所有権以外の土地利用に関する権利を有するも登記簿若しくは公正証書等により権利の所得が証明できるもの。
なお、農地法第5条の規定による許可が必要な場合は、市街化調整区域に指定される前に当該許可を受けていなければならない。

- 3 市街化調整区域に指定されてから6か月以内に届出がなされているもの。
- 4 開発行為が、当該土地が市街化調整区域に指定されてから原則として5年以内に完了するもの。
本号で届出をした者の地位は相続人、その他の一般承継人に限り承継し得るものとする。

(7) 都市計画法第34条第14号に係る審査基準

- 1 分家住宅に関する基準
- 2 公共移転に伴う代替建築物等に関する基準
- 3 既存の住宅団地における自己用住宅に関する基準
- 4 既存建築物の建て替え等に関する基準
- 5 既存権利の届出に関する基準
- 6 線引きの経過措置に関する基準
- 7 準公益的施設に関する基準
- 8 既存宅地の経過措置に関する基準

提案基準第1～8号参照

開発行為の変更の許可（第35条の2）

2 都市計画法第35条の2で規定する開発行為の変更の許可の審査基準

「開発行為の許可」に係るものと同じ。

工事完了公告前の建築又は特定工作物の建設承認（第37条第1号）

3 都市計画法第37条第1号で規定する工事完了公告前の建築等の承認の審査基準

都市計画法第37条第1号の規定に基づく「工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認」については、開発行為の完了が確実であると認められる以下に掲げるものとする。

- 1 官公庁、地区センターその他の公益的施設を先行的に建設する場合。
- 2 既存の建築物等を開発区域内に移転し改築する場合。
- 3 建築物の建築等を宅地の造成と同時に行う場合で、これを切り離して施行することが不適当な場合。
- 4 公共移転に係る場合。

予定建築物等以外の建築物等の許可（第42条第1項）

4 都市計画法第42条第1項で規定する予定建築物以外の建築等の許可の審査基準

当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められるもので、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は許可できるものとする。

- 1 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号若しくは第3号又は法第34条の2第1項に規定する建築物である場合
- 2 当該申請が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合
- 3 許可申請に係る建築物が法第34条第1号から第10号までに規定する建築物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められる場合
- 4 前各号に掲げるものの他、特にやむを得ないと認められる合理的な理由がある場合

開発許可を受けた地位の承継の承認（第45条）

5 都市計画法第45条で規定する地位承継の承認の審査基準

- 1 次に該当する開発行為以外にあっては、当初許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用がある者について承認できるものとする。
 - (1) 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - (2) 住宅以外の建築物若しくは特定工作物で、自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で

行う1ha未満の開発行為

- 2 当初許可が申請者としての適格性を要件としていたものについては、その要件を欠く者に対しては、地位の承継を認めない。
- 3 当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得していること。

(都市計画法第34条第1号) 別紙業務一覧表

※ この表は参考であり、実態に則し個別に判断するものとする。

大分類	中分類	小分類	細分類	内容説明	具体的例示	法第34条第1号該当	
J 卸売・小売業	55 各種商品小売業	551 百貨店、総合スーパー	5511 百貨店、総合スーパー	衣食住にわたる各種商品を販売するもので、事業所の性格上、いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの	百貨店、デパートメントストア、総合スーパー ※従業者が常時50人以上	×	
		559 その他の各種商品小売業	5599 その他の各種商品小売業		よるず屋 ※従業者が常時50人未満	×	
	56 織物・衣服・身の回り品小売業	561 呉服・服地・寝具小売業	5611 呉服・服地小売業			呉服店、反物、服地、裏地小売	○
			5612 寝具小売業			ふとん、毛布、敷布、まくら小売	○
		562 男子服小売業	5621 男子服小売業	既製、注文を問わない	洋服店、学生服小売、テーラーショップ	○	
		563 婦人・子供服小売業	5631 婦人服小売業	既製、注文を問わない	婦人服小売、婦人服仕立、洋裁店	○	
			5632 子供服小売業	既製、注文を問わない	子供服小売、子供服仕立、ベビー服小売	○	
		564 靴・履物小売業	5641 靴小売業			靴、地下足袋小売 ※靴修理：8793	○
			5642 履物小売業			げた屋、草履屋、スリッパ小売	○
		569 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	5691 かばん・袋物小売業			かばん、ハンドバッグ、袋物小売	○
			5692 洋品雑貨・小間物小売業			洋品店、装身具、ワイシャツ、下着類、タオル小売	○
			5699 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業			洋傘、和傘、ステッキ小売	○
	57 飲食物品小売業	571 各種食料品小売業	5711 各種食料品小売業		主として各種食料品を一括して小売するもの	各種食料品店、食料雑貨店	○
			572 酒小売業	5721 酒小売業		酒屋	○
		573 食肉小売業	5731 食肉小売業			肉屋、肉製品、ハム・ソーセージ小売	○
			5732 卵、鳥肉小売業			卵・鳥肉小売	○
		574 鮮魚小売業	5741 鮮魚小売業			魚屋、貝類、かき、冷凍魚、海藻小売	○
		575 野菜・果実小売業	5751 野菜小売業			八百屋、野菜小売	○
			5752 果実小売業			果物屋	○
		576 菓子・パン小売業	5761 菓子小売業	5761 菓子小売業	製造小売		洋菓子、和菓子、干菓子、だ菓子、ケーキ、饅頭小売
	5762 菓子小売業			製造小売でないもの(小売のみ)			
	5763 パン小売業		製造小売		パン小売	○	
	5764 パン小売業		製造小売でないもの(小売のみ)				

大分類	中分類	小分類	細分類	内容説明	具体的例示	法第34条第1号該当
J 卸売・小売業	57 飲食料品小売業	577 米穀類小売業	5771 米穀類小売業		米麦、雑穀小売	○
			5791 コンビニエンスストア	飲食料品を中心とするもの	コンビニエンスストア	○
		579 その他の飲食料品小売業	5792 牛乳小売業		牛乳小売、牛乳スタンド	○
			5793 飲料小売業		清涼飲料、茶類飲料小売	○
			5794 茶類小売業		茶、コーヒー、紅茶小売	○
			5795 料理品小売業		惣菜屋、折詰、仕出弁当、サンドイッチ、おに	○
			5796 豆腐・かまぼこ等加工食品		豆腐、こんにゃく、納豆、佃煮、漬物小売	○
			5797 乾物小売業	水産物、農産物の乾物の小売	乾物屋、干物、干しのり小売	○
			5799 他に分類されない飲食料品小売業		氷、インスタントラーメン、缶詰、調味料（塩、みそ、醤油、砂糖等）小売	○
	58 自動車・自転車小売業	581 自動車小売業	5811 自動車(新車)小売業		自動車(新車)小売 ※自動車一般整備:8611	×
			5812 中古自動車小売業		中古自動車小売	×
			5813 自動車部品・付属品小売業		自動車部品、タイヤ、カーアクセサリ小売	×
			5814 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	主として二輪自動車(原動機付自転車を含む)及びその付属品を小売するもの	二輪自動車及び部品・付属品小売	○
		582 自転車小売業	5821 自転車小売業	主として自転車及びその付属品を小売するもの	自転車店、リヤカー小売	○
	59 家具・じゅう器・機械器具小売業	591 家具・建具・畳小売業	5911 家具小売業		家具、いす、机、ベッド、じゅうたん、カーテン小売	○
			5912 建具小売業		建具(ふすま、障子等)小売 ※表具業:8731	○
			5913 畳小売業		畳、ござ、花むしろ ※畳裏返し業:8799	○
			5914 宗教用具小売業		仏具、神具小売	○
		592 機械器具小売業	5921 電気機械器具小売業	主として家庭用電気機械器具及びその部品を小売するもの	テレビ、ラジオ、冷蔵庫、洗濯機、電気ストーブ、電球小売	○
			5922 電気事務機械器具小売業	主として電気事務機械器具及びその付属品を小売するもの	パソコン、パソコンソフト小売	○
			5929 その他の機械器具小売業		ガス器具、ミシン、編機、浄水器小売	○

大分類	中分類	小分類	細分類	内容説明	具体的例示	法第34条第1号該当
J 卸売・小売業	59 家具・じゅう器・機械器具小売業	599 その他のじゅう器小売業	5991 金物小売業	主として家庭用その他各種の金物雑貨を小売するもの	金物店、刃物、くぎぼうろろ鉄器、錠前魔法瓶小売	○
			5992 荒物小売業		荒物屋、日用雑貨、ほうき、ざる、はし、竹細工小売	○
			5993 陶磁器・ガラス器小売業		焼物、陶器、磁器、ガラス器小売	○
			5999 他に分類されないじゅう器小売業		漆器、花器、プラスチック製食器小売	○
	60 その他の小売業	601 医療品・化粧品小売業	6011 医薬品小売業		薬局、ファーマシードラッグストア	○
			6012 調剤薬局		調剤薬局	○
			6013 化粧品小売業		化粧品、石けん、歯磨、シャンプー小売 ※化粧道具：5692	○
		602 農耕用品小売業	6021 農業用機械器具小売業		農機具、すき、くわ鳥獣害防除器具、耕うん機小売	○
			6022 苗・種子小売業		苗木、種子小売	○
			6023 肥料・飼料小売業		肥料、飼料、農薬小売	○
		603 燃料小売業	6031 ガソリンスタンド		給油所、ガソリンスタンド	○
			6032 燃料小売業		灯油、薪炭、練炭、プロパンガス小売	○
		604 書籍、文房具小売業	6041 書籍、雑誌小売業		書店、楽譜小売	○
			6042 新聞小売業		新聞販売店、新聞取次店	○
			6043 紙・文房具小売業		紙、和紙、帳簿類、鉛筆、ペン、筆小売	○
		605 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	6051 スポーツ用品小売業		運道具、スポーツ用品、つり具小売	○
			6052 がん具、娯楽用品小売業		おもちゃ屋、人形、模型がん具、娯楽用品小売	○
			6053 楽器小売業		和洋楽器、ピアノ、三味線、レコード・CD小売	○
		606 写真機・写真材料小売業	6061 写真機・写真材料小売業	主として写真機、写真材料を小売するもの。付随してD・P・E業務もあり	写真機小売、材料小売 ※D・P・E：8393	○
		607 時計・眼鏡・光学機械小売業	6071 時計・眼鏡・光学機械小売業	時計・眼鏡販売に付随して修理研磨もあり	時計屋、眼鏡屋、コンタクトレンズ小売 ※時計修理：8792	○
		609 他に分類されない小売業	6091 たばこ・喫煙器具専門小売業	専らたばこ・喫煙器具を小売するもの 他の商品の小売を兼ねる場合は他商品で分類	たばこ屋	○
			6092 花・植木小売業		花屋、植木小売 ※苗木小売：6022	○
			6093 建築材料小売業	主として木材、セメントなどの建築材料を小売するもの	木材、セメント、板ガラス、ブロック	○

大分類	中分類	小分類	細分類	内容説明	具体的例示	法第34条第1号該当
J 卸売・小売業	60 その他の小売業	609 他に分類されない小売業	6094 ジュエリー製品小売業		装身具（貴金属製のもの）、宝石小売	○
			6095 ペット・ペット用品小売業		ペット、観賞用魚、ペットフード小売	○
			6096 骨董品小売業		骨董品小売	×
			6097 中古品小売業	主として中古品を小売するもの	古道具、中古家具、古楽器、中古衣服、中古CD小売	○
			6099 他に分類されないその他の小売業		美術品、碑石、墓石販売、印章小売	○
M 飲食店・宿泊業	70 一般飲食店	701 食堂・レストラン	7011 一般食堂	主として主食を飲食させるもの	食堂、大衆食堂、めし屋	○
			7012 日本料理店		てんぷら、うなぎ、精進料理、釜飯	○
			7013 西洋料理店		フランス料理、ロシア料理、イタリア料理、メキシコ料理	○
			7014 中華料理店		中華料理、ギョーザ、ラーメン店	○
			7019 その他の食堂、レストラン	他に分類されないもの	朝鮮料理、インド料理	○
		702 そば・うどん店	7021 そば・うどん店		そば屋、うどん店	○
		703 すし店	7031 すし店		すし屋	○
	704 喫茶店	7041 喫茶店		喫茶店、フルーツパーラー、カフェ	○	
	709 その他の一般飲食店	7099 その他の一般飲食店		お好み焼屋、今川焼屋、大福屋、ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）	○	
	71 遊興飲食店	711 料亭	7111 料亭		料亭、割ぼう店、待合	×
			712 バー、キャバレー、ナイトクラブ	7121 バー、キャバレー、ナイトクラブ		バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ
713 酒場、ビアホール			7131 酒場、ビアホール		大衆酒場、居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、ビアホール	×
N 医療、福祉	73 医療業	735 療術業	7351 あん摩マッサージ指圧師、はりきゅう師、柔道整復師の施術所		あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう	○
P 複合サービス業	78 郵便局	781 郵便局	7811 郵便局		郵便事業、郵便貯金事業、簡易生命保険事業等を複合的に行うもの	○
			782 郵便局受託業	7821 簡易郵便局		委託を受けて、郵便事業、郵便貯金事業、簡易生命保険事業等を複合的に行うもの
	79 協同組合	791 農林水産業協同組合	7911 農業協同組合		農協（各種事業を行うもの）	○
			7912 漁業協同組合		漁協（各種事業を行うもの）	○
			7913 水産加工業協同組合		水産加工業組合（各種事業を行うもの）	○
		7914 森林組合		森林組合（各種事業を行うもの）	○	

大分類	中分類	小分類	細分類	内容説明	具体的例示	法第34条第1号該当	
Q サービス業	80 専門サービス業	808 写真業	8081 写真業	肖像写真、フィルム現像、焼付、引伸、複写を行う事業所	写真館、写真撮影業 ※取次業:8393	○	
			8082 商業写真業	公告、出版その他の業務のための写真業	商業・宣伝写真業、出版・広告写真業	×	
	82 洗濯・理容・美容・浴場業	821 洗濯業	8211 普通洗濯業	洗濯などを原型のまま洗濯する事業所	クリーニング業、ランドリー業	○	
				専ら取次を介してクリーニング業を行う事業所	クリーニング工場	×	
			8212 洗濯物取次業	洗濯物の受取及び引渡を行う事業所	洗濯物取次所、クリーニング取次所	○	
			8213 リネンサプライ業	繊維製品を使用させるために貸与し、回収・洗濯する事業所	リネンサプライ、貸おしぼり、貸モップ業	×	
		822 理容業	8221 理容業		理髪店、床屋	○	
		823 美容業	8231 美容業		美容院、髪結、ビューティサロン	○	
		824 公衆浴場業	8241 公衆浴場業		銭湯	○	
		825 特殊浴場業	8251 特殊浴場業		サウナ、温泉浴場	×	
		829 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	8291 洗張・染物業	個人の注文によって衣類等を分解、洗張、しみ抜き、染色する事業所	洗張、湯のし、しみ抜き、染物、京染業	○	
				8292 エステティック業		エステティックサロン	×
	8299 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場等				コインランドリー、寝具消毒業 ネイルサロン、マニキュア、ペディキュア業	○ ×	
	83 その他の生活関連サービス業	833 衣服裁縫修理業	8331 衣服裁縫修理業		衣服裁縫、衣服修理業（材料個人持ち）	○	
		834 物品預り業	8341 物品預り業		手荷物預り業、コインロッカー	×	
		835 火葬・墓地管理業	8351 火葬業		火葬場	×	
			8352 墓地管理業		墓地・霊園管理事務所、納骨堂	×	
		836 冠婚葬祭業	8361 葬儀業		葬儀屋、斎場	×	
			8362 結婚式場業		結婚式場	×	
			8363 冠婚葬祭互助会		冠婚葬祭互助会	×	
		839 他に分類されない生活関連サービス業	8391 食品貸加工業	原料個人持ちの粉及び穀類を貸加工する事業所	小麦粉貸加工業、精米貸加工業（コイン精米）	○	
				8392 結婚相談業、結婚式場紹介業		結婚相談所、結婚式場紹介業	×
				8393 写真現像・焼付業	現像、焼付等を主として行う事業所	写真現像、焼付業、写真修正業	×
現像、焼付等の取次を主として行う事業所	D・P・E取次業	○					

大分類	中分類	小分類	細分類	内容説明	具体的例示	法第34条第1号該当
Q サービス業	83 その他の生活関連サービス業	839 他に分類されない生活関連サービス業	8399 他に分類されないその他の生活関連サービス業		易断所、観光案内、犬猫霊園管理事務所、運転代行業、チケット類売買業、宝くじ売りさばき業	×
	86 自動車整備業	861 自動車整備業	8611 自動車一般整備業	自動車の整備修理を総合的に行う事業所	自動車修理業、自動車整備業	○
			8619 その他の自動車整備業	主として自動車の車体、電装品、タイヤ等の部分品の整備修理等を行う事業所	自動車車体整備業、板金塗装業、タイヤ修理業、部品修理業、エンジン再生業、洗車・清掃業	×
	87 機械等修理業	871 機械修理業	8711 一般機械修理業		機械修理業、内燃機関修理業	×
			8712 建設・鉱山機械整備業		建設用トラクタ・掘削機械修理業、鉱山機械修理業	×
		872 電気機械器具修理業	8721 電気機械器具修理業		ラジオ・テレビ・冷蔵庫修理業	○
		873 表具業	8731 表具業		ふすま、障子等の布はく、紙はり	○
		879 その他の修理業	8791 家具修理業		家具修理業、いす修理業	○
			8792 時計修理業		時計修理業	○
			8793 履物修理業		靴・革靴修理業、げた修理業	○
			8794 かじ業		かじ業、てい鉄修理、農機具修理	○
	8799 他に分類されない修理業			くら・馬具修理業、金物修理業、楽器修理業、自転車修理業	○	

- (注)
- この表は、日本標準産業分類（総務省統計局）の分類に基づき整理したものである。法第34条第1号への該当については、この表を参考に実態に則し個別に判断するものとする。
 - 印の業務は、法第34条第1号に該当する可能性が高いと考えられるもの
×印の業務は、法第34条第1号に該当しないと考えられるもの
 - 小売業については、当該店舗等における主要な販売品目により分類される。
小売業には、製造した商品とその場所で販売する「製造小売」は含まれるが、製造加工を主として行うもの（「製造業」に分類されるもの）は含まれない。
 - 風俗営業及び風俗関連営業を行う店舗等は許可の対象とはならない。